

アジア先住民族連合(Asia Indigenous Peoples Pact)定款・細則

(2012年9月8日の第6回AIPP総会代表によって承認)

アジア先住民族連合(AIPP)定款

前文

我々、アジアの先住民族の団体および運動組織は、相互信頼、相互尊重の精神のもとに団結し、我々の民族の歴史、現状に関する関心事と願望を共有し、それらについて議論し、深く省察し、我々の伝統の土地と祖先の領地に対して我等の権利を主張する固い決意を確認し、我々の土地・領域・資源を我等の伝統・価値・文化に適切な方法で保護・利用・開発するための自治権を有することを宣言し、ここに本定款と細則を制定し、公布する。

第1条 名称

本組織の名称はアジア先住民族連合とし、以下AIPP以下という。

第2条 事務所

AIPPの事務所は総会で決定される場所に置く。

第3条 紋章

AIPPのロゴは以下のものとする。



Asia Indigenous Peoples Pact

帯が重なり合ってつながるロゴの模様は、アジアの兄弟姉妹愛、つまり相互関連性と調和的關係、そして先住民族文化の豊かさを表わしている。「AIPP」という文字が実際に一つながりに織り込まれており、AIPPという存在の役割と意味を表わしている。アジアの先住民族の主要な色である赤色は、先住民族の闘いにおける団結力と連帯を象徴している。左右の白い星は、AIPPを構成する6つの準地域を象徴している。AIPPという色文字は、「生態系の民」である先住民族を意味している。

第4条 登録と認証

- 1 AIPPは2005年以来、タイ国チェンマイにおいて、タイ政府文化省のもとで、非営利・非政府組織の財団(アジア先住民族連合財団)として法的に登録されている。
- 2 AIPPは、2012年7月以来、国連経済社会理事会の特殊諮問資格を有するNGOとして認定されている。
- 3 AIPPは、2011年に気候変動に関する国連枠組条約(UNFCCC)、2012年7月に国連世界知的所有権機関(WIPO)によって認定されている。

第5条 組織の性質

AIPP の性質は、加盟団体と運動組織の連帯と団結を促進し、支援し、強化するためにアジアの運動組織を代表する、先住民族組織の地域連合体である。

第6条 目的

- 1 願望、アイデア、経験を共有し、アジアの先住民族に影響を及ぼす問題に関して共通の課題とプログラムを開発するための協力、連帯、調整を統合するための組織として活動すること
- 2 女性と若者を含む先住民族コミュニティ、組織、機関のそれぞれ異なるレベルの関心事と問題に対応するために、それらのコミュニティ、組織、機関の能力を強化すること
- 3 加盟団体の中心的かつ戦略的な課題とニーズに基づいてプログラムを開発すること
- 4 すべてのレベルの先住民族の大義を擁護し、関連の国内・地域・国際的プロセスならびに機関・部局とかわること
- 5 アジアの先住民族の願望を実現するために、権利擁護・支援団体との連携、ネットワーク構築および調整を強化し、他の団体と運動組織を支援すると共に、平等、平和、民主主義および正義の達成に寄与すること

第7条 ビジョン、ミッション、目標

1 ビジョン

アジアの先住民族は十全に自らの権利を行使し、独自の文化とアイデンティティを發揮し、平和、正義、平等の環境のなかで、尊厳をもって暮らし、自らの未来と発展のために、土地、領域、資源に対する彼らの持続可能な管理システムを強化しつつある。

2 ミッション

AIPP は、アジアの先住民族の権利、文化、アイデンティティおよび持続可能な資源管理システムを彼らの発展と自治に向けて推進し、保護するために、彼らの連帯、協力、能力を強化する。

3 目標

- (1) アジアの先住民族をエンパワーし、彼らの人権、基本的自由を推進・擁護し、「先住民族の権利に関する国連宣言」およびその他の国際人権法規のもとでの彼らのアイデンティティと集団的権利に対する法的認知を要求すること
- (2) アジアの先住民族の最も広範な連帯と協力を構築し、先住民族運動を強化すること
- (3) 自然と環境の健全性を推進・保護し、先住民族が自らの土地、領域、資源を完全にコントロールすることによって、伝統的知識、食料安全保障、生物多様性を含む、先住民族の持続可能な資源管理システムを強化すること
- (4) すべてのレベルにおける意思決定に先住民族、とりわけ先住民女性と若者の全面的かつ効果的な参加を実現すること
- (5) 平等、平和、民主主義および正義の達成を目指す他の社会運動との連携・協力を強化すること

第8条 加盟資格

- 1 AIPP の加盟資格は、アジアに所在し、AIPP の目的・目標に賛同するすべての先住民族団体および運動組織(先住民 女性、若者および民族をベースとする団体を含む)に開かれている。
- 2 AIPP への加入を希望する団体および運動組織は、申込用紙に記入し、組織の情報を執行委員会に提供しなければならない。加盟団体候補として決定された後、最終的加盟承認は総会によって行われる。

- 3 加盟団体は、団体あるいは運動組織のレベルに応じて、3つのカテゴリーに分けられる。
 - ・地方カテゴリー(地方あるいはコミュニティの団体/運動組織)
 - ・準全国カテゴリー(州あるいは県レベルの団体/運動組織)
 - ・全国カテゴリー(全国レベルの団体/運動組織)
- 4 AIPP の管理の容易性と組織一体化へのニーズ、地理的バランス、女性および若者の団体の加盟数に対して全般的な配慮を払うものとする。

第9条 団体のネットワーク

- 1 AIPP はまたネットワークとしても機能し、AIPP のネットワークには参加したいが、加盟することは望まない他の先住民族団体との関係を構築する。そのようなネットワーク連携団体は、AIPP のプログラムと活動に対して、プロジェクト・パートナーとしての参加を含めて、参加を呼びかけられることもあり、定期的な最新ニュースや刊行物を受け取ることも出来る。
- 2 AIPP は、個々の準地域の主要事項の進捗状況・優先課題と関心事項、プログラムと企画の見直し、調整メカニズム、その他、AIPP の一般的プログラム、目的、目標にかかわる関心事について協議するために、総会と総会の間、加盟団体、パートナー、ネットワーク連携団体からなる準地域会合を招集しなければならない。

第10条 総会

- 1 総会は、AIPP の加盟団体それぞれが正式に指名する代表を通して、加盟団体のすべてによって構成される。
- 2 総会は、AIPP の最高の意思決定機関である。
- 3 総会におけるすべての決定は、加盟している団体の代表による全員一致の賛成によってなされる。
- 4 総会は、4年ごとに開催される。
- 5 総会は、執行委員会委員を任命する。

第11条 財団理事会

- 1 AIPP 財団理事会の理事は、法律の定めるところによる受入れ国の市民、先住民族および AIPP の目的・目標に対する支援を行動で表わしてきた市民、ならびに AIPP の過去の議長ならびに事務局長からの選出者によって構成される。
- 2 理事は、受入れ国の市民である会長、副会長、書記、財務担当者ならびにその他の理事によって構成される。

第12条 執行委員会

- 1 執行委員会は、総会と総会の間、期間の意思決定機関である。
- 2 執行委員会は、以下のように構成される。
 - ・合意された AIPP 準地域それぞれから、しかるべき方法で各準地域の加盟団体によって選出された指導者
 - ・議長および事務局長は総会で直接選出される。
 - ・若者と女性の代表者たちはそれぞれ 1 名の代表を選び、総会が承認する。
 - ・総会は執行委員会構成におけるジェンダー・バランスについて配慮する。

- 3 執行委員会委員の任期は、総会には含まれた4年間とする。執行委員の最長任期は連続した2期とする。

第13条 事務局

- 1 事務局は、事務局長の管轄のもとで、執行委員会、AIPP加盟団体、パートナー、ネットワークと緊密に協力・調整し、総会によって承認されたAIPPのプログラムと活動を実施する責任がある。
- 2 事務局は、アジアの先住民によって構成され、遂行すべき業務に対応する資格を有するものとする。
- 3 事務局次長は、事務局長が執行委員会と協議のうえ任命し、事務局の統括・運営および特定の活動と目標の達成を補佐する。
- 4 事務局職員は、事務局長と執行委員会に直接報告する義務を有する。

第14条 改定

定款と細則は、総会出席者の3分の2の議決によって、全部あるいは一部を改定、破棄、修正することが出来る。

アジア先住民族連合(AIPP)細則

第1条 会費、権利、特権

- 1 AIPPへの加盟を希望する団体・運動組織は加盟申込み用紙に記入し、組織に関する情報を執行委員会に提供しなければならない。執行委員会は加盟候補としての申込みに関して決定を下す。支配的な政治状況によって人民の団体/運動組織が存在しない国々の場合は、先住民族が主導あるいは運営するNGOにまで加盟対象が拡大される。加盟の最終承認は総会によって行われる。
- 2 加盟団体は年会費を支払わなければいけない。その金額は以下のように加盟団体のカテゴリーによる。
 - ・ 20米ドル--地方カテゴリー(地方あるいはコミュニティの団体/運動組織)
 - ・ 35米ドル--準全国カテゴリー(州レベルの団体/運動組織)
 - ・ 50米ドル--全国カテゴリー(全国レベルの団体/運動組織)
- 3 会費を納入した会員は以下の権利と特権を有する。
 - a. 加盟団体は、本定款と細則およびAIPPの政策と指針に反する行為を意図的に行った場合、加盟資格を停止されることがある。一時的資格停止は、準地域のそれぞれの加盟団体との協議のうえ執行委員会によって発令される。最終的資格停止は総会によって決定される。

総会は、加盟団体が少なくとも2年間、地域事務局と連絡をとらず、AIPPのいかなる活動にも参加しなかった場合、その団体を活動停止団体と区分することが出来る。事務局は理由提示文書でその旨を当該団体に通知しなければならない。活動停止団体であるかどうかは総会が審査し、加盟資格停止に関する最終決定を下す。加盟資格を停止された団体はいずれも、執行委員会を通して加盟資格更新のための再申請を行うことが出来る。
 - b. 加盟団体は、AIPPの業務執行状況に関して意見を述べ、AIPPおよび先住民族の大義と闘い全般に関するいかなる事柄でも執行委員会および総会に提起することが出来る。
 - c. 加盟団体は、AIPPがそのプログラムと活動の計画・実施・評価に対する助言と監督のために

設置するプログラム委員会および他の調整メカニズムにかかわることが出来る。

- d. 加盟団体は、一定の検討と、特定の活動/プログラムに配分される資金あるいは予算が利用可能であることを条件に、AIPP の国内・地域・国際レベルにおけるすべての活動とプログラムに参加する優先権が与えられる。
 - e. 加盟団体は、必要に応じて、プログラムとプロジェクトの実施のために資金援助の協力関係を直接結ぶ優先権が与えられる。
 - f. 加盟団体は、執行委員会と地域事務局の能力および利用可能な資金・資源に応じて、加盟団体の優先的/緊急的課題に対して、技術的、実務的、財政的支援などさまざまな形の直接および/あるいは間接的な支援・援助を受ける権利を有する。
 - g. 加盟団体は、先住民族の重要な課題と関心事について意見交換し、それらを特定するメカニズムである AIPP 準地域会合に参加し、地域事務局によって実施された AIPP の活動に関してフィードバックとコメントを提供し、AIPP のプログラム、組織強化のための重要な活動およびその他の活動(調整と意見交換のためのメカニズムなど)の特定に関して意見を述べる権利を有する。
 - h. 加盟団体は、自分たちの団体に関する進捗状況の連絡、AIPP の活動、プログラム、機能に対する意見表明、コメント、フィードバック、インプットを行う回路としての AIPP 加盟団体リストサーバで関連情報を送受信する権利がある。
 - i. 加盟団体は、全ての AIPP の刊行物、その他の資料を受け取る権利がある。
 - j. 加盟団体は、執行委員会会議議事録および、AIPP 財務報告書・事務局提案・その他希望する関連文書を含む組織的文書を受け取る権利がある。
 - k. 加盟団体は、AIPP の活動・プログラム、とりわけ組織的関心事について、地域事務局、執行委員会委員、事務局長と直接連絡を取る権利がある。
 - l. 加盟団体は、指針に基づき、AIPP の新加盟団体を承諾する権利を有する。
 - m. 加盟団体は、事務局のいかなるスタッフ職へも候補者を推薦および/または承諾する権利を有する。
4. 加盟団体は以下の義務と責任を有する。
- a. 加盟団体は、AIPP の情報共有と知識構築を強化するために、AIPP 事務局および執行委員会と連絡を取り合い、組織的進展状況を報告し、関連情報およびそれぞれの活動を共有する責任を有している。
 - b. 加盟団体は、AIPP の目的と目標を推進し、AIPP のプログラムと活動に十全に参加すると共に、規定の会費を全て払わねばならない。
 - c. プログラムあるいはプロジェクト実施において AIPP のパートナーである加盟団体は、AIPP と交した覚え書き(MoU)あるいは委任事項(TOR)に準拠して、プロジェクトを実施しなければならない。
 - d. 加盟団体は、総会で合意された政策および指針(財政政策、ジェンダー政策など)を遵守しなければならない。
 - e. 加盟団体は、地域および国際レベルのプロセス、機関、メカニズムのためのプログラム委員会や調整委員会など、AIPP が設置した調整メカニズムのメンバーとして必要な業務を遂行しなければならない。
5. 以下の事由がある場合は、団体あるいは運動組織の加盟資格は一時中止されるか、失われる。

- a. 加盟団体は、本定款と細則および AIPP の政策と指針に反する行為を意図的に行った場合、加盟資格を停止されることがある。一時的資格停止は、準地域のそれぞれの加盟団体との協議のうえ執行委員会によって発令される。最終的資格停止は総会によって決定される。

総会は、加盟団体が少なくとも 2 年間、地域事務局と連絡をとらず、AIPP のいかなる活動にも参加しなかった場合、その団体を活動停止団体と区分することが出来る。事務局は理由開示書簡でその旨を当該団体に通知しなければならない。活動停止団体であるかどうかは総会が審査し、加盟資格停止に関する最終決定を下す。加盟資格を停止された団体はいずれも、執行委員会を通して加盟資格更新のための再申請を行うことが出来る。

- b. 団体もしくは運動組織が AIPP から退会した場合は、その加盟団体は加盟の資格を失う。

第 2 条 総会--会合と義務

- 1 総会は、最低 60 日前にすべての加盟団体に開催を通知し、開催される。
- 2 総会の定足数は、総会の招待代表者の 3 分の 2 以上とする。総会が定足数不足で延期された場合、延期された会合には定足数を必要としない。
- 3 総会出席の代議員は以下の義務を負う。
 - a. アジアの先住民族の状況を総括し、全体的なプログラム、戦略、政策および決議、ならびに AIPP 行動計画について審議し、承認すること
 - b. 執行委員会を構成し、事務局長および議長を任命すること
 - c. 審査対象期間の執行委員会報告および会計報告を受け取ること
 - d. 執行委員会によって承認された加盟団体候補を加盟団体として承認すること
 - e. 組織が円滑に機能するように、組織構造、メカニズム、プロセスを見直し、決定すること
 - f. 必要に応じて、業務を執行委員会と事務局長に委任すること
 - g. 加盟団体が総会に提起した全ての事項について討議し、決定すること
 - h. AIPP 財団の理事を承諾すること
 - i. 定款と細則を修正し、承認すること

第 3 条 財団理事会--会合と義務

- 1 理事会は、少なくとも年 1 回は会合を開かなくてはならない。
- 2 理事会の理事の任務は、以下の通りである。
 - a. 理事は、財政運営を監督し、事務局の会計監査報告を点検する。
 - b. 理事は、AIPP の法的登録に必要な事項ならびに執行委員会の求める事項について、執行委員会および事務局に助言する。

第 4 条 執行委員会--会合、構成、義務

- 1 執行委員会は、毎年あるいは総会と総会の間少なくとも 2 回会合を開かなくてはならない。
- 2 執行委員会会合の定足数は、委員の 3 分の 2 以上とする。総会が定足数不足で延期された場合、延期された会合には定足数を必要としない。
- 3 事務総長は、議長と協議し、少なくとも 30 日以上前に通知したうえで、執行委員会を開催する。
- 4 執行委員会のメンバーの推薦と選出は、以下の基準と資格によって行われるものとする。

- a. AIPP の加盟団体の積極的なリーダーあるいはメンバー
 - b. AIPP の組織とプログラムについて基本的な知識を有する者
 - c. 執行委員会の委員となることについて自らの団体の支持あるいは承諾を得ている者
 - d. 自らの団体あるいは先住民族運動において誠実な活動歴を有する者
 - e. 先住民族の権利、問題、福祉を推進し、そのために努力することを自らに強く課している者
 - f. パートタイムあるいはフルタイムで AIPP で働くことを含めて、執行委員会の委員としての義務と責任を果たす時間と強い責任感を持つ者
- 5 執行委員会委員の選出にあたっては、ジェンダー・バランスと、若者と年配者を含むように年齢レベルに適切な配慮を示さなければならない。
- 6 以下に指定される各準地域の加盟団体が準地域ごとの執行委員の数に応じて選出する準地域代表が執行委員会の委員となる。

番号	4つの準地域グループ	加盟団体数	執行委員数
1.	東アジア--日本、琉球、台湾/中国	6	1
2.	東南アジア-- フィリピン、東チモール、インドネシア、マレーシア	7	2
3.	メコン河流域地域--ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ビルマ/ミャンマー	13	2
4.	南アジア--ネパール、インド本土、バングラデシュ、北東インド	17	3
	小計		8
5.	総会による直接選挙で選ばれる議長と事務局長		2
6.	女性と若者		2
	合計	43	12

- 7 女性と若者の代表は、女性と若者それぞれの代表団によって推薦され、総会で承諾を得るものとする。
- 8 事務局長と議長は、総会によって選出される。
- 9 AIPP の議長の推薦と選出は、以下の基準と資格を指針として行われる。
- a. 加盟団体いずれかの積極的なリーダーであり、先住民族への献身が実証出来る者
 - b. 少なくとも3年間にわたって AIPP の活動に積極的に関わった者
 - c. 先住民族のために、先住民族と共に誠実に行動してきた優れた経歴を有する者
 - d. 先住民族の問題と関心事を明確化する技能と、全国、地域およびまたは国際レベルで少なくとも3年間アドヴォカシー(権利擁護・提言)の活動を行ってきた経験を有する者
 - e. 少なくとも地区、全国および地域あるいは国際レベルで、先住民族の権利に関する問題および関心事について深い知識を有する者
 - f. AIPP 議長として業務を遂行する時間と技能を有し、具体的にはパートタイムとして(少なくとも一ヶ月に10日間)あるいはフルタイムとして、AIPP のために働くことの出来る者
- 10 AIPP の事務局長の推薦と選出は、以下の基準と資格を指針として行われる。
- a. いずれかの加盟団体の積極的なリーダーであり、先住民族への献身が実証出来る者

- b. 少なくとも3年間にわたってAIPPの活動に積極的に関わった経歴
- c. 先住民族のために、先住民族と共に誠実に行動してきた優れた経歴
- d. 文章作成および先住民族の問題・関心事を明確化する技能と、少なくとも3年間の、国際を含むさまざまなレベルでのアドヴォカシー(権利擁護・提言)およびネットワーク化の経験
- e. 提案書作成および資金集めの技能
- f. 草の根レベルでの先住民族に関する深い知識および先住民族の問題に関する業務についての地域または国際レベルでの経験があるか、あるいはそれらに精通していること
- g. リーダーとしての技能および調整・ネットワーク化・アドヴォカシー(権利擁護・提言)の技能
- h. フルタイムで事務局スタッフと共に仕事をする強い責任感と意欲

- 1 1 事務局はAIPPスタッフの中から、執行委員会当然委員1名(投票権なし)を推薦する。
- 1 2 執行委員が執行委員会を辞する場合は、執行委員会は当該準地域からの加盟団体に対し、可及的速やかに、議長を通して当該準地域の新たな執行委員会委員を執行委員会に対して推薦するように要請する。加盟団体間で意見がまとまらない異常事態の場合は、執行委員会は、交代執行委員選出について合意につながるような状況が生まれるまでの間、準地域との協議・調整・連絡を担当する執行委員会委員を当該準地域から指名する。
- 1 3 執行委員会は、委員会委員が正当な事由なしに連絡を維持せず、執行委員会の会合を2回連続して欠席した場合には、当該委員の委員会資格を特別の区分に分類する権限を有する。かかる場合、執行委員会は、当該委員が活動休止と区分されたことを準地域の関係加盟団体に通知し、彼らの意見と勧告を求めるものとする。委員を交代させる必要がある場合、準地域の関係加盟団体は、時間の余裕がある場合には6カ月以内あるいは執行委員会に先だって新執行委員を推薦し、それ以外は準地域会合において交代者を選出するものとする。準地域の加盟団体が候補者を推薦することが出来ない、あるいは上記に規定される合意に達することが出来ない場合は、執行委員会は、残存任期を務める当該準地域担当の執行委員代理を指名しなければならない。
- 1 4 執行委員会の委員がAIPPの政策およびガイドラインのいずれかに違反したことが判明した場合、あるいは利害相反が存在するとみなされる場合は、加盟団体はいずれも議長を通して是正措置をとるように執行委員会に勧告することが出来る。執行委員会は、委員資格の一時中止から執行委員会からの除名までを含むさまざまな措置を講じる際に、しかるべき手続きを遵守しなければならない。委員交代にあたっては、第5項に記載されている手続きが該当する。
- 1 5 執行委員会は、事務局長が任期満了を待たずに執行委員会を辞する場合、新たな事務局長を任命するための臨時総会(EGA)開催のための可能な手続きをすべてとり、臨時総会を開催しなければならない。執行委員会は、執行委員会委員1名を、当面の期間、事務局長代行に任命することが出来る。
- 1 6 執行委員会の機能は以下とする。
 - a. 執行委員会は、総会と総会の期間中の組織の意思決定機関である。
 - b. 執行委員会の主な機能は、総会が定める任務、指針、委任事項に沿って、定期的な戦略的計画を実行することを含め、AIPPの業務執行状況を監督し、誘導することである。
 - c. 執行委員会は、AIPPの円滑な機能と組織の原則、目的、目標の運用に必要なとされる適切な政策および指針を策定する。
 - d. 執行委員会は、AIPPの業務執行状況に関する提案、コメント、勧告などを受理し、AIPPの機能について定期的な評価を行うことを含めて、それらに対応する。
 - e. 執行委員会は、AIPPプログラムと活動を支援するための資金活用を含め、プログラム戦略および実施に関する勧告に対応する権限を事務局長に付与する。
 - f. 執行委員会は、事務局長が自らの職務と委任事項に関して行う業務の報告を受け取り、点検する。
 - g. 執行委員会は、事務局の支援を得て執行委員会報告を準備することを含めて、総会の準備と開

催に責任を持つ。

- h. 執行委員会は、年次会計監査報告書を受け取り、AIPP のプログラムと活動を支えるために、年間予算を承認する。
 - i. 執行委員会は、AIPP プログラムの年次計画を承認する。
 - j. 執行委員会は、AIPP スタッフに対する指針と政策を見直し、事務局長、事務局次長および事務局の勧告を実施する。
 - k. 執行委員会は、スタッフの業務評価を点検する。
 - l. 執行委員会委員は、AIPP プログラム委員会の招集者となる。
 - m. 執行委員会は、AIPP の目的と目標を支持し、実行するために必要なことをすべて行い、それについての活動を総会に報告しなければならない。
- 1 7 執行委員会の各委員は以下の業務と義務を果たす責任がある。
- a. 定期的に連絡を維持し、執行委員会の機能に関する連絡事項に応答する。
 - b. 執行委員会の遠隔会議に参加する。
 - c. 執行委員会の会合に参加する。
 - d. 事務局長と協議し、事務局次長と事務局の補佐を得て、各準地域の準地域会合を準備し、調整する。
 - e. 必要に応じ、かつ参加を求められた場合、AIPP の活動に参加する。
 - f. 必要に応じ、AIPP を代表する。
 - g. ネットワーク化を行い、各準地域の組織強化を支援する。
 - h. 各準地域の AIPP 加盟団体との協議など、各準地域からの申請団体の資格確認プロセスを支援する。
 - i. AIPP プログラムのうち少なくとも一つについて、会合の招集者あるいは共同招集者となり、事務局と緊密な連絡を維持する。
 - j. プログラムの企画・実行に助言・指針を与える。
 - k. それぞれの準地域からのスタッフ職への応募者の面接を、必要に応じかつ適切に、補佐する。
 - l. 執行委員会によって割り当てられた他の業務を遂行する。

第5条 プログラム委員会-構成と機能

- 1 プログラム委員会の構成と基準は以下によるものとする。
 - ・必要な技能と知識を有し、当該委員会の積極的な委員として活動する時間を持ち、加盟団体により任命された者
 - ・ネットワーク団体の先住民リーダーで、特定のプログラム/課題に関する専門知識を有する者、あるいは、自らの組織、機関、コミュニティにおける特定のプログラムに関する問題に直接的に関わっている者
 - ・ジェンダー・バランス、準地域からの代表者、若者のジェンダーと参加に関する全般的な基準は、プログラム委員会の設置にあたって適用される。
- 2 加盟団体は、交代の正当な根拠・基準を付して、管轄の執行委員会、事務局長、プログラム・コーディネーターに通知することによって、当該団体のプログラム委員会への代表を交代させることが出来る。
- 3 一年間連絡のない、あるいはプログラム委員会の会合や活動に参加していない加盟団体は、活動中止と区分され、プログラム委員会が当該加盟団体の所属する準地域の加盟団体と協議のうえ、当該加盟団体に通知したのちに、交代させられる。
- 4 一年間連絡のない、あるいはプログラム委員会の会合に参加していない先住民専門家は、活動中止と区分され、プログラム委員会が担当の執行委員会と事務局長と協議のうえ、当該者に通知した

のちに、交代させられる。

- 5 AIPP プログラム委員会の主要な機能は、管轄下のプログラムと活動の実施に対して、担当スタッフに助言と指針を与えることである。
- 6 諸委員会は、前年度の業務の進捗状況を評価し、次年度の計画を立てるために、少なくとも2年に一度会合を開かねばならない。
- 7 諸委員会は、管轄のプログラム・活動の実行に関して、AIPP 加盟団体および関係先からの提案、コメント、勧告などを受理し、事務局長/事務局次長および議長と協議のうえ、対処しなければならない。
- 8 個々のプログラム委員会における執行委員会の代表は、事務局長/事務局次長の協力と個々のプログラム・コーディネーターの補佐を受け、プログラムの企画と実現に対して積極的に助言しなければならない。
- 9 プログラム委員会における執行委員会代表は、その業務を、状況に応じ、ケースバイケースで、執行委員会の他の委員に委任することが出来る。
- 10 プログラム委員会は、AIPP の目的と目標を擁護し、実現するために、あらゆる必要なことを行い、それぞれのプログラム委員会の執行委員会代表を通して、執行委員会に対して作業の進捗を報告する。
- 11 委員が活動しないためにプログラム委員会が機能しない場合には、事務局は事務局次長/事務局長を通して、指定された執行委員と協議のうえ、プログラム委員会の委員を再構成する手続きを勧告する。

第6条 議事細則

AIPP は意思決定にあたっては全会一致を旨とする。全会一致が得られない場合は、それぞれの国/(AIPP の)地域が一票を投じ、以下のプロセスによって意思決定がなされる。

- ・それぞれの国/地域の加盟団体が賛否どちらに投票するかを決めるための投票が行われる。それぞれの国/(AIPP の)地域は、総会において議決権を行使するために投票する。

第7条 AIPP 事務局

- 1 事務局はプログラム実行上のニーズと AIPP の財政能力に応じて構成される。
- 2 事務局長および執行委員会は、事務局次長の任務、責任および委任事項を定め、事務局次長の業務遂行について定期的に評価する。
- 3 事務局の業務は、執行委員会が承認し、事務局あるいは執行委員会のいずれかの委員による要請あるいは勧告によって見直される AIPP の職員に関する政策・指針に基づいて行われる。
- 4 事務局は、監督などのニーズや必要性に応じて、ボランティアを雇用する、あるいはスタッフに加えることが出来る。
- 5 AIPP 事務局の任務は以下の通りとする。
 - a. 事務局は業務の進捗状況を事務局長を通して執行委員会に報告する。
 - b. 事務局はプロジェクトの提案、ドナーに対する説明と会計報告、AIPP の年次報告書を作成しなければならない。
 - c. 事務局は AIPP の政策と指針に従い、それらを実行すると同時に、AIPP 規約および細則を遵守しなければならない。

第8条 施行と改訂

- 1 本定款と細則加盟団体によって承認され次第直ちに施行される。

- 2 本定款および細則に対するいかなる改定も加盟団体の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

Section 2: Any amendment to this Constitution and By laws shall require the concurrence of at least 2/3 of the members.(総会への修正提案には入っていました。)